

省 令

○農林水産省令第三十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十二号)第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月八日

農林水産大臣 野村 哲郎

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成二十八年農林水産省令第六十一号)

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(作付けの禁止)</p> <p>第三条 防除区域においては、なす科植物(ソラマム・シシンブリーフオリウム及びソラマム・ペルビアナム並びにジャガイモシロシストセンチュウの防除を行うことを目的として栽培されるトマトを除く。以下この条及び次条第二項において同じ。)の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(作付けの禁止)</p> <p>第三条 防除区域においては、なす科植物(ソラマム・シシンブリーフオリウム及びソラマム・ペルビアナムを除く。以下この条及び次条第二項において同じ。)の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。